

産後の手続き

赤ちゃんがうまれたら

令和6年4月現在

制度(窓口)	内容	手続き
出生連絡票の提出 (新生児・未熟児訪問) (保健センター)	出生連絡票で、訪問を希望された方に、1か月以内に保健師または助産師が訪問し、ご相談に応じます。	ご出産されましたら、できるだけ早く(7日以内)に「出生連絡票(ハガキ)」をご記入のうえ、情報保護シールと切手を貼ってご投函ください。 ※「出生連絡票」は、出生届とは異なるのでご注意ください。
出生届 (市民課)	出生した日を含め <u>14日以内</u> に、父母の本籍地、住所地、出生地または所在地の市町村役場に届出をしてください。	窓口へ届け出 <持ち物> ・出生届(出生証明書が記載されたもの) ・母子健康手帳
出生祝いクーポン (こども福祉課)	市内の提携店舗で使える電子クーポンを支給します。	出生届出時に申請のご案内をお渡しします。 <持ち物> なし
児童手当 (こども福祉課)	中学校3年生までのお子さんを養育している方へ支給します。 ※出生した日の翌日から数えて、 <u>15日以内</u> に手続きしてください。	窓口へ申請 <持ち物> ・申請者(父または母)の通帳 ・申請者(父または母)の健康保険証 ・申請者及び配偶者の「マイナンバーカード」又は「マイナンバーのわかる書類と、本人確認書類(運転免許証等)」 ※父母のうち生計の維持する程度の高い方が申請者となります。
子ども医療費助成 (こども福祉課)	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、お子さんの入院・通院に係る医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。 ただし、食事療養費は除きます。 ※出生した日を含め、 <u>15日以内</u> に手続きしてください。	窓口で受給資格登録を行うと、受給資格証が交付されます。 <持ち物> ・お子さんが加入する予定の父または母の健康保険証
子育て応援給付金 (こども福祉課)	保健師や助産師の訪問や対面相談をされた後、子育て応援給付金の申請書をお渡しします。	新生児訪問等で、保健師や助産師等がご相談に応じます。面談後に、子育て応援給付金の申請をしていただきます。詳しくは、出生届出時にご案内します。

